

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年10月8日提出
【計算期間】	第8特定期間(自 2021年1月19日至 2021年7月19日)
【ファンド名】	野村外国債券（含む新興国）インデックス A コース（野村投資一任口座向け）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O 兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券および新興国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）とJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）の月次リターンを、各指数構成国のGDP合計の割合で合成して算出した指数を対象指数とし、対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

各指数構成国のGDP合計の割合は、原則として年1回見直しを行ないます。

・JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (US\$ベース) をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して算出したものです。

JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus) は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、エマージング諸国が発行する米ドル建のブレディ債、ローン、ユーロボンドを対象としたインデックスです。

#### 信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

#### <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村外国債券（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
---------	--------	-------------------	------

単位型  追加型	国 内	株 式	インデックス型
		債 券	
	海 外	不動産投信	
	内 外	その他資産 ( )	特殊型
		資産複合	

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	日経225 TOPIX
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)			その他 (合成指數)
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変型		エマージング			

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

## &lt;商品分類表定義&gt;

## [ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### [ 投資対象地域による区分 ]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 投資対象資産による区分 ]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 独立した区分 ]

- (1)MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [ 補足分類 ]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

#### [ 投資対象資産による属性区分 ]

##### 株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

##### 債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合

わせている資産を列挙するものとする。

[ 決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

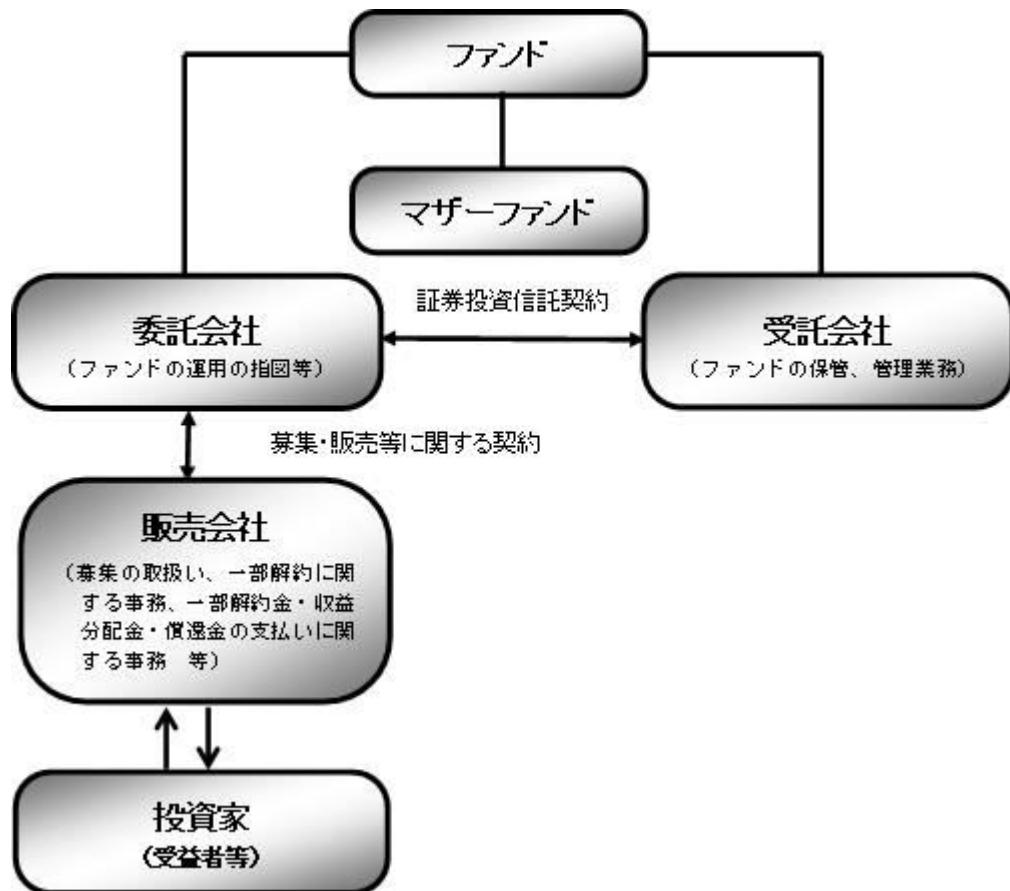
[ 特殊型 ]

- (1)ブル・ペア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

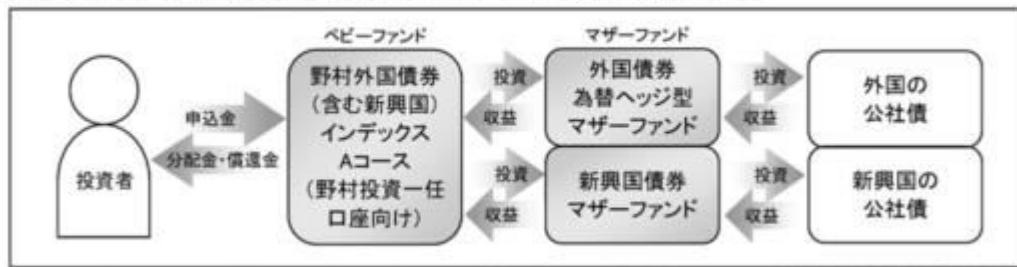
2017年12月15日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村外国債券（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）
マザーファンド (親投資信託)	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド 新興国債券マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



※各マザーファンドに代えて、ETFに直接投資する場合があります。

委託会社の概況(2021年8月末現在)

- 名称

## 野村アセットマネジメント株式会社

### ・資本金の額

17,180百万円

### ・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

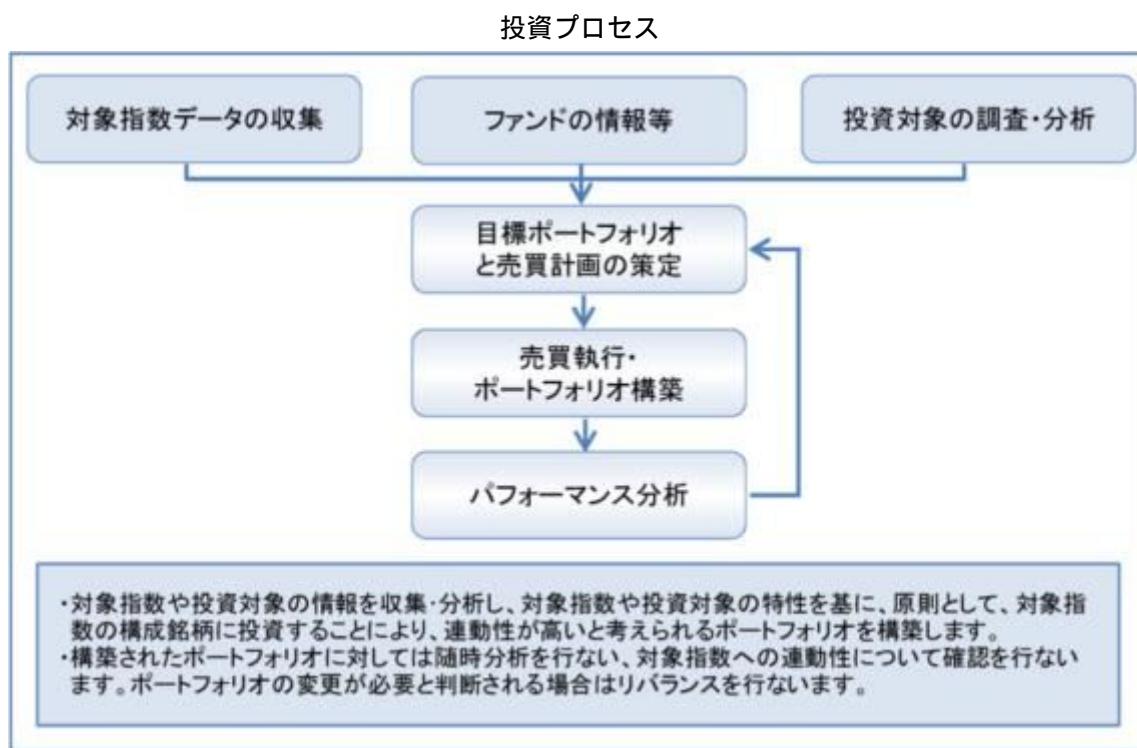
### ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

## 2 【投資方針】

### ( 1 ) 【投資方針】

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券および新興国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。



\* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

各マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として外国（新興国を含みます。）の債券に投資します。

各マザーファンド受益証券への投資配分比率は、対象指標における先進国（除く日本）および新興国の割合をもとに決定します。投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。

2021年10月8日現在の投資割合

投資対象地域	マザーファンド名	主要投資対象	対象指数	投資割合
先進国 (除く日本)	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	外国の公社債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)	85.0%
新興国	新興国債券マザーファンド	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないますが、当ファンドにおいて為替予約取引等を行なうことにより、実質的にJP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円ヘッジベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資効果を目指して運用を行ないます。	15.0%

新興国債券マザーファンドは、新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないますが、当ファンドにおいて為替予約取引等を行なうことにより、実質的にJP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円ヘッジベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資効果を目指して運用を行ないます。

各マザーファンド受益証券の組入比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。

対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、各マザーファンドで為替ヘッジを行なっている部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### 指数の著作権等について

- ・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・本書に含まれるJPモルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含みますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものではなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JPモルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・マイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイサー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参考する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧説するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSLは、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JPモルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.comをご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

## （2）【投資対象】

外国の公社債（新興国の公社債を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。なお、公社債に直接投資する場合があります。

「実質的な主要投資対象」とは、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。なお、各マザーファンドに代えて、各マザーファンドの対象指数に連動する投資成果を目指して運用を行なう上場投資信託証券（ETF）に投資する場合があります。

### 投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制

限 、 、 および 」に定めるものに限ります。 ) に係る権利

ハ . 約束手形 ( イに掲げるものに該当するものを除きます。 )

ニ . 金銭債権 ( イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。 )

2 . 次に掲げる特定資産以外の資産

イ . 為替手形

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国債券為替ヘッジ型マザーファンドおよび新興国債券マザーファンド(以下「各マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1 . 国債証券

2 . 地方債証券

3 . 特別の法律により法人の発行する債券

4 . 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

5 . 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

6 . 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

7 . 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券

8 . コマーシャル・ペーパー

9 . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

10 . 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

11 . 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

12 . 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

13 . 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)

14 . 外国法人が発行する譲渡性預金証書

15 . 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第13号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

16 . 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい

い、第10号および第11号の証券ならびに第13号の証券または証書のうち第10号および第11号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

#### その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 金利先渡取引

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### 4. 為替先渡取引

「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### 5. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)マザーファンドの概要

( 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド )

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

( 新興国債券マザーファンド )

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

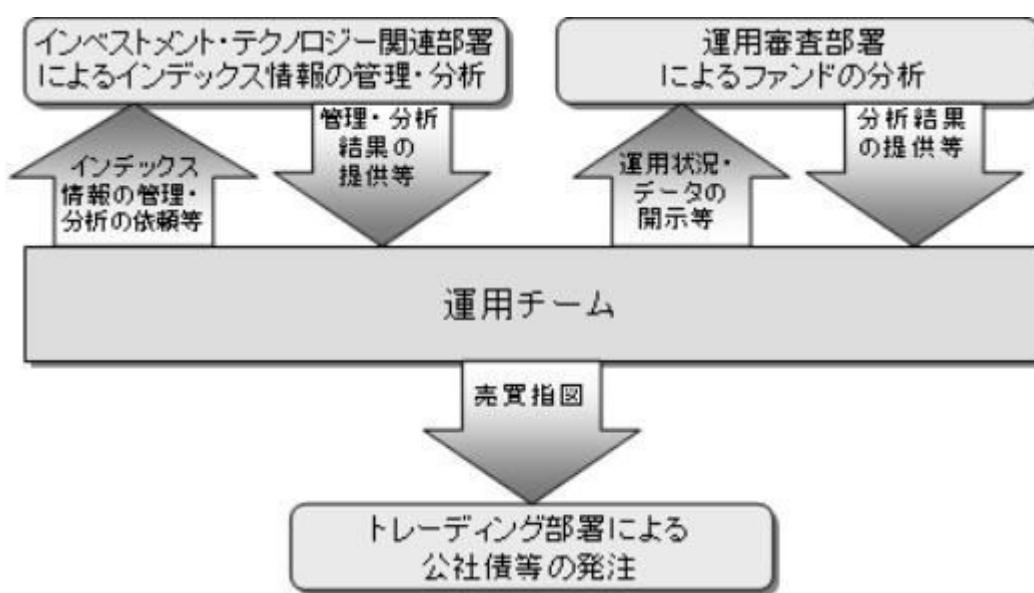
外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用を行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートナー、債券等エクスポートナーおよびデリバティブ等エクスポートナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## （3）【運用体制】

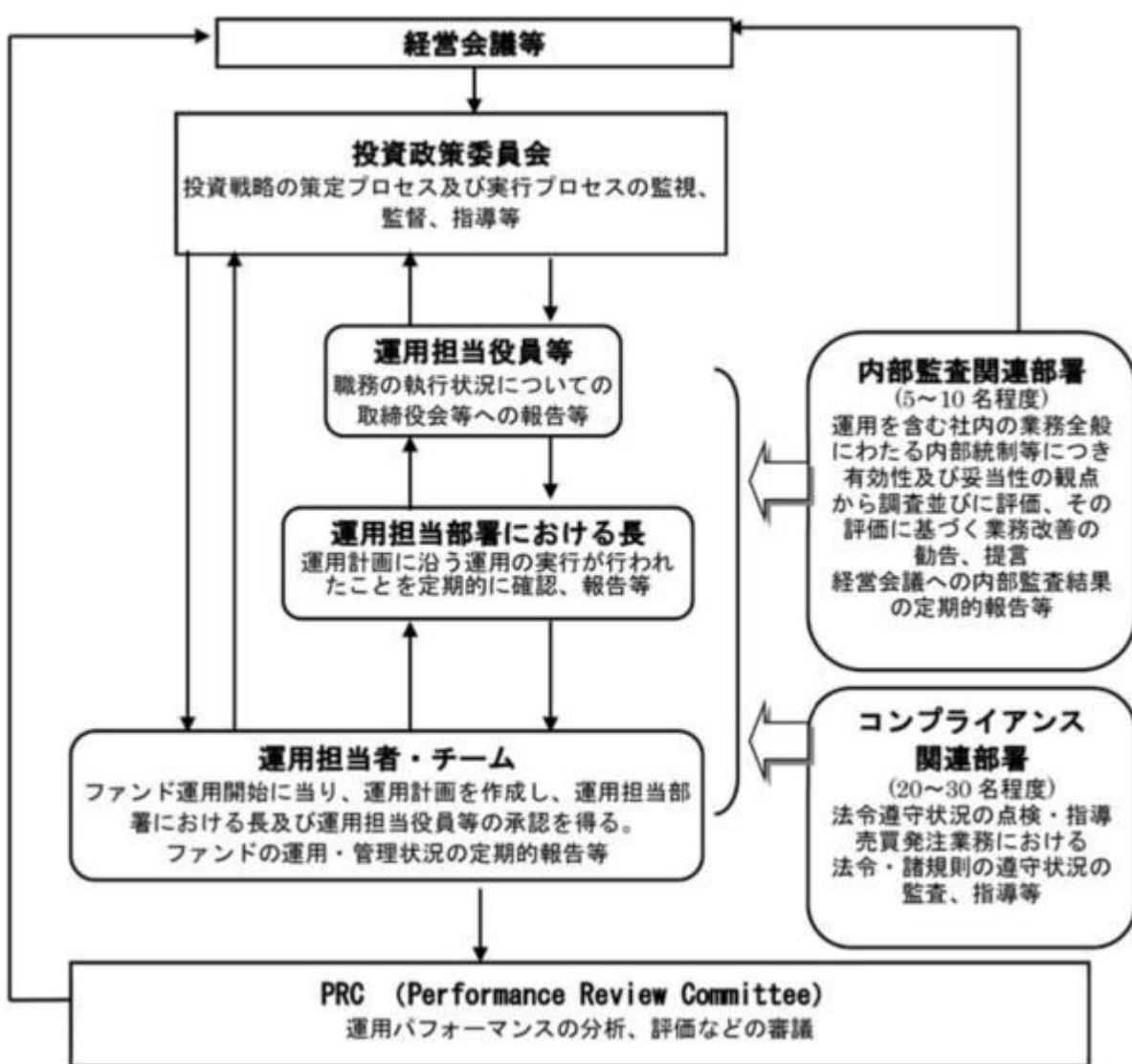
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### （4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ファンドの決算日

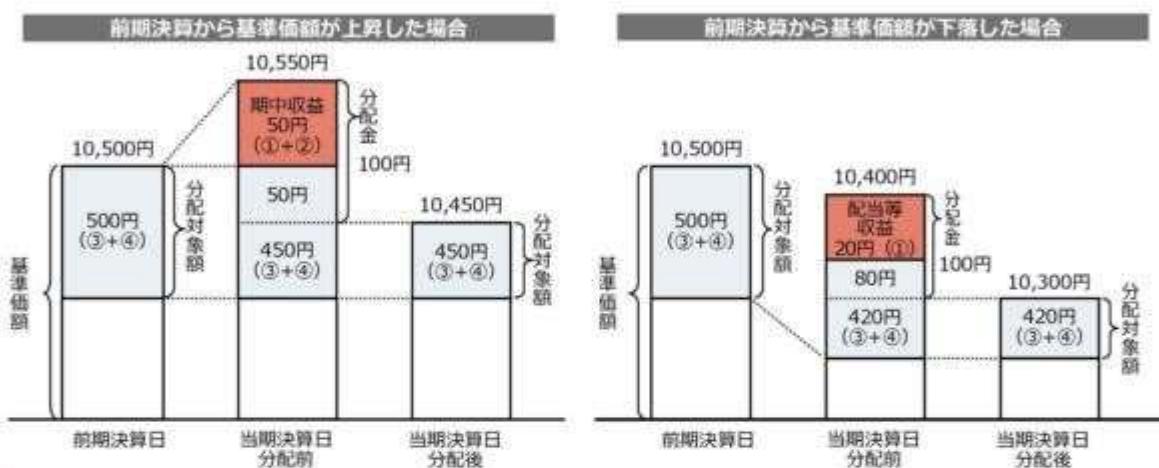
原則として毎月17日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

## ◆分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
  - ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

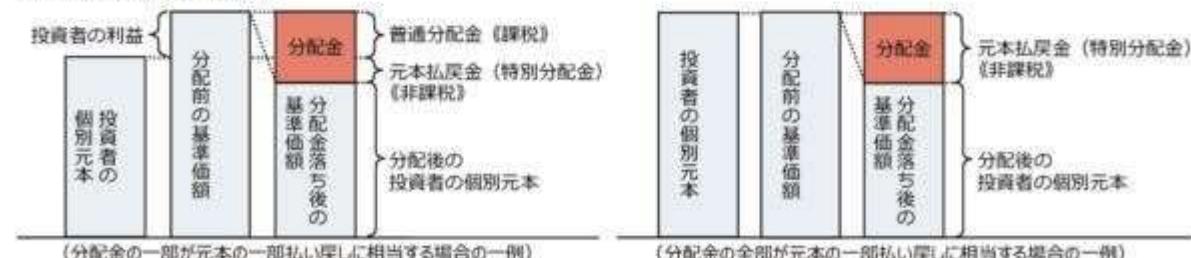
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

- 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

## ( 5 ) 【投資制限】

### 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限(信託約款)

- ・ 株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を使用したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 投資する株式の範囲(信託約款)

- ( ) 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

### 先物取引等の運用指図(信託約款)

- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

### スワップ取引の運用指図(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図することができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 公社債の借入れ(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### 直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 資金の借入れ(信託約款)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## 3 【投資リスク】

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

### [債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

## [為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象指数（合成指数）は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数との連動または上回ることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

### リスク管理関連の委員会

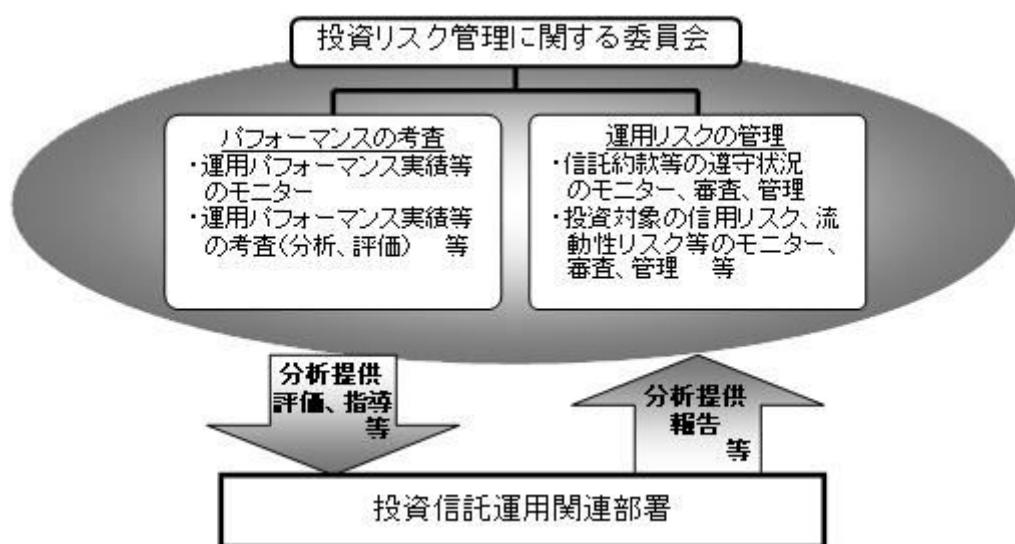
#### パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

#### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

## リスク管理体制図

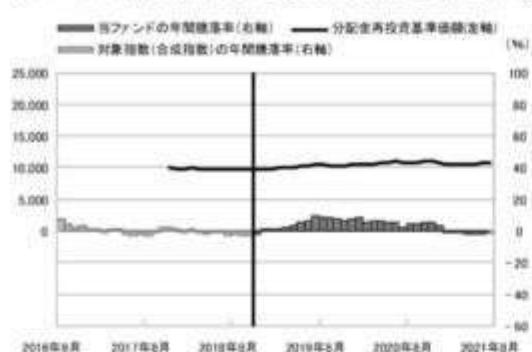


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

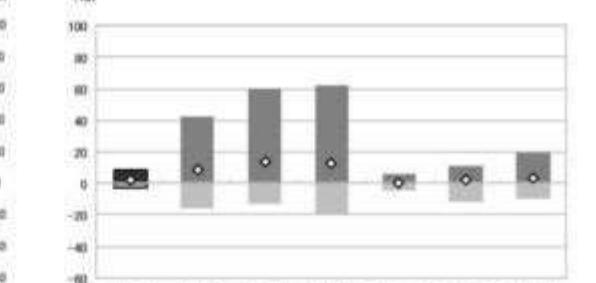
## リスクの定量的比較

(2016年9月末～2021年8月末：月次)

### 〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



■最大値(当ファンド) ■最大値 ■最小値(当ファンド) ■最小値 ○平均値



- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。
- \* 年間騰落率は、2016年9月から2021年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものであります。なお、2018年11月末までは、対象指数(合成指標)の騰落率を表示しております。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2016年9月から2021年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものであります。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象指標(合成指標)を用いて算出しております。
- \* 決算日にに対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。実際の基準価額と異なる場合があります。

#### <代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

#### ■代表的な資産クラスの指標の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指標の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)…MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)…FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指標」とよびます)についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、併しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧請、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や属性を決めるものではありません。また、投資戦略や資金における会計アドバイスを目的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられます。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメーカーを行ったりすることができます。また、発行体の引受け人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の大J.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)('指標スパンサー')は、指標に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保護または販売促進を行いません。証券あるいは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に運動させる成いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SPACの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA、JP SL、JP Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC、他)

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

( 2 ) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

( 3 ) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率	年0.33% ( 税抜年0.30% ) 以内 ( 2021年9月末現在 年0.33% ( 税抜年0.30% ) )
-------	---

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分(税抜)および役務の内容	
<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.22%以内 ( 2021年9月末現在年0.22% )
<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.05%
<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%

\* ファンドがETFに投資する場合は、上記の信託報酬に加え、投資するETFに関連する費用がかかります  
が投資するETFとその比率があらかじめ定まっていないため記載することができません。

なお、当該費用のうち委託会社が收受する分に関しては、信託報酬の調整を行ないます。

信託報酬率の調整について

信託報酬率の調整は以下の計算方法をもって行ないます。信託報酬率は毎月1回計算し、当月の第5営業日目以降で前日が営業日となる最初の営業日（「適用開始営業日」といいます。）から翌月の適用開始営業日の前日まで適用することとします。

信託報酬率=年0.30% ( 税抜 ) - 対象ETFの委託会社報酬率 ( 税抜 ) × 対象ETFの投資割合

なお、信託報酬率は、信託報酬率のうち委託会社が受取る部分がゼロとなる水準を下限値とし、年0.30% ( 税抜 ) 以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

- ・対象ETFは、ファンドが投資するETFのうち、ファンドの委託会社が設定したETFとし、各マザーファンドに代えて投資するものをいいます。

- ・対象ETFの委託会社報酬率は、原則として、目論見書その他公表資料で開示されている当該各月の前月最終営業日時点の対象ETFの信託報酬率（税抜の年率値）のうち、純資産総額に応じて一定の率で委託会社が受取る部分（税抜の年率値）をいいいます。
- ・対象ETFの投資割合は、当該各月の前月における対象ETFの投資割合の平均値とします。
- ・複数の対象ETFに投資する場合の「対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合」は、各対象ETFについて算出した「当該各対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×当該各対象ETFの投資割合」を合計した値とします。

#### （4）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

#### （5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税

15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

#### 損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>特定公社債</u><sup>(注1)</sup> の利子</li> <li>・<u>公募公社債投資信託</u>の収益分配金</li> </ul>	<u>特定公社債</u> 、 <u>公募公社債投資信託</u> 、上場株式、 <u>公募株式投資信託</u> の <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡益</li> <li>・譲渡損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式の配当</li> <li>・<u>公募株式投資信託</u>の収益分配金</li> </ul>

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

#### 法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 換金(解約)時および償還時の課税について

##### [個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

##### [法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本について

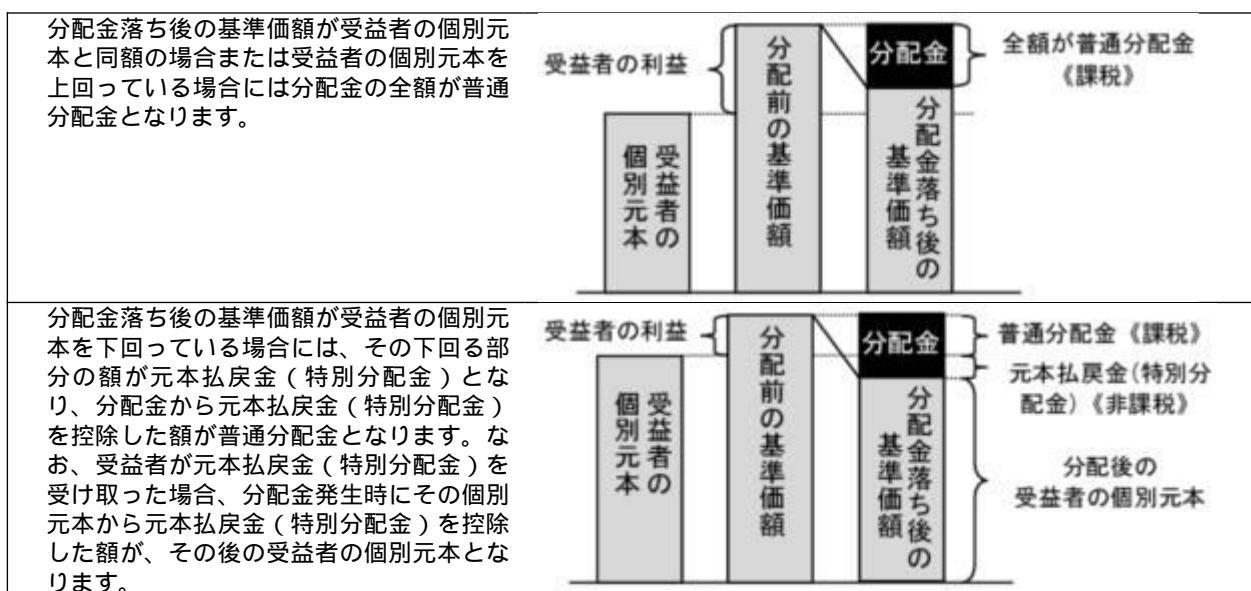
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

#### 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

\* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\* 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2021年8月末現在)が変更になる場合があります。

## 5 【運用状況】

以下は2021年8月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 【投資状況】

#### 野村外国債券(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	12,289,024,768	99.92
現金・預金・その他資産(負債控除後)		9,732,946	0.07
合計(純資産総額)		12,298,757,714	100.00

#### (参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)

国債証券	アメリカ	38,388,401,955	44.84
	カナダ	1,656,078,638	1.93
	メキシコ	626,431,295	0.73
	ドイツ	5,980,783,638	6.98
	イタリア	8,464,984,275	9.88
	フランス	8,381,694,345	9.79
	オランダ	1,640,180,761	1.91
	スペイン	5,477,648,754	6.39
	ベルギー	1,968,615,382	2.29
	オーストリア	1,200,801,044	1.40
	フィンランド	548,759,543	0.64
	アイルランド	760,653,715	0.88
	イギリス	5,445,548,821	6.36
	スウェーデン	261,903,303	0.30
	ノルウェー	151,888,631	0.17
	デンマーク	428,056,637	0.50
	ポーランド	482,627,471	0.56
	オーストラリア	1,672,799,323	1.95
	シンガポール	715,481,637	0.83
	イスラエル	400,813,458	0.46
小計		84,654,152,626	98.89
現金・預金・その他資産(負債控除後)		946,421,892	1.10
合計(純資産総額)		85,600,574,518	100.00

## (参考)新興国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	26,381,375,392	98.39
現金・預金・その他資産(負債控除後)		430,708,359	1.60
合計(純資産総額)		26,812,083,751	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

野村外国債券(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	8,416,929,522	1.2400	10,437,768,231	1.2381	10,421,000,441	84.73

2	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	881,018,878	2.0857	1,837,608,210	2.1203	1,868,024,327	15.18
---	----	---------------	--------------	-------------	--------	---------------	--------	---------------	-------

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.92
合計	99.92

## (参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,400,000	12,750.46	688,525,118	12,187.73	658,137,823	2.625	2029/2/15	0.76
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,245.52	662,276,281	12,553.49	627,674,947	3.125	2028/11/15	0.73
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	10,662.39	586,431,581	10,421.61	573,188,571	0.625	2030/8/15	0.66
4	イギリス	国債証券	UK TREASURY	2,180,000	27,416.17	597,672,611	26,046.24	567,808,172	4.25	2046/12/7	0.66
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	11,393.10	569,655,489	11,252.72	562,636,457	1.375	2023/9/30	0.65
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	11,335.79	566,789,917	11,233.84	561,692,031	1.375	2023/6/30	0.65
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	3,450,000	16,255.75	560,823,554	14,846.80	512,214,707	3.75	2043/11/15	0.59
8	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	3,700,000	13,344.85	493,759,658	13,264.39	490,782,611	0	2029/11/25	0.57
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,500,000	10,511.33	473,010,029	10,869.36	489,121,522	1.125	2031/2/15	0.57
10	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,290,000	21,668.69	496,213,030	21,207.92	485,661,377	4.75	2035/4/25	0.56
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,200,000	11,761.01	493,962,698	11,435.18	480,277,590	1.625	2026/5/15	0.56
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,303.64	492,145,916	11,918.13	476,725,583	2.875	2025/4/30	0.55
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,281.32	491,253,000	11,893.66	475,746,769	2.75	2025/6/30	0.55
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,030,000	12,787.41	515,332,777	11,784.19	474,903,217	2.25	2046/8/15	0.55
15	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,180,000	20,227.74	440,964,935	21,317.14	464,713,768	4.75	2044/9/1	0.54
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,110,000	11,478.53	471,767,976	11,286.21	463,863,419	2	2023/2/15	0.54
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,637.80	465,512,359	11,559.24	462,369,873	2.375	2024/2/29	0.54
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,727.53	469,101,248	11,494.85	459,794,125	2	2024/6/30	0.53
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,638.66	465,546,703	11,448.91	457,956,729	1.625	2026/9/30	0.53
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,520,000	14,022.08	493,577,361	12,952.74	455,936,615	2.75	2047/8/15	0.53
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,800,000	12,072.56	458,757,634	11,912.12	452,660,907	2.375	2027/5/15	0.52
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,471.08	458,843,220	11,268.18	450,727,375	1.5	2030/2/15	0.52
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	11,033.78	441,351,485	11,147.12	445,884,873	1.25	2028/4/30	0.52
24	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,400,000	13,227.23	449,726,013	13,085.72	444,914,514	0.45	2022/10/31	0.51
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	10,984.41	439,376,766	10,996.86	439,874,750	0.125	2022/9/30	0.51
26	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	2,720,000	16,355.52	444,870,271	16,133.63	438,834,750	2.5	2030/5/25	0.51
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	10,970.25	438,810,093	10,969.82	438,792,894	0.125	2023/9/15	0.51
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	10,963.38	438,535,344	10,964.67	438,586,854	0.125	2023/10/15	0.51
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	16,197.13	453,519,725	15,566.30	435,856,516	4.25	2040/11/15	0.50
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	10,937.19	437,487,860	10,819.99	432,799,916	0.25	2025/9/30	0.50

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.89
合計	98.89

## (参考)新興国債券マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	4,400,000	13,717.38	603,565,085	14,211.55	625,308,360	5.25	2047/6/23	2.33
2	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	14,537,686	3,463.66	503,536,508	3,867.27	562,211,729	1.125	2035/7/9	2.09
3	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	10,365,309	3,947.84	409,206,629	4,315.66	447,331,816	0.5	2030/7/9	1.66
4	アメリカ	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	3,600,000	12,303.06	442,910,188	12,358.25	444,897,180	4.25	2027/6/23	1.65
5	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,400,000	11,945.19	406,136,659	11,791.77	400,920,365	5.625	2047/2/21	1.49
6	アメリカ	国債証券	TURKEY GLOBAL	3,200,000	11,830.88	378,588,444	12,006.57	384,210,400	7.375	2025/2/5	1.43
7	アメリカ	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	2,800,000	13,025.31	364,708,865	13,383.75	374,745,109	5.1	2035/3/28	1.39
8	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,700,000	11,913.59	321,667,189	12,252.75	330,824,277	7.625	2029/4/26	1.23
9	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,900,000	16,013.82	304,262,710	16,417.41	311,930,819	6.75	2044/1/15	1.16
10	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,400,000	12,258.38	294,201,201	12,918.63	310,047,242	5	2051/4/27	1.15
11	アメリカ	国債証券	PHILIPPINES GLOBAL	1,750,000	17,343.59	303,512,891	17,382.11	304,186,990	9.5	2030/2/2	1.13
12	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,400,000	12,400.78	297,618,871	12,576.79	301,842,987	4.15	2027/3/28	1.12
13	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,750,000	16,510.14	288,927,583	16,807.61	294,133,200	7.75	2038/1/17	1.09
14	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	2,600,000	11,139.63	289,630,460	11,277.93	293,226,388	2.783	2031/1/23	1.09
15	アメリカ	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	2,000,000	13,969.44	279,388,879	14,601.20	292,024,082	5.625	2042/4/4	1.08
16	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,900,000	14,826.35	281,700,735	15,345.44	291,563,491	5.95	2046/1/8	1.08
17	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,500,000	11,722.50	293,062,637	11,613.35	290,333,820	5	2045/6/15	1.08
18	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,400,000	11,972.56	287,341,518	11,908.37	285,801,105	4.625	2028/1/13	1.06
19	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,010,000	13,647.66	274,318,000	14,205.06	285,521,898	6.05	2040/1/11	1.06
20	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,600,000	10,872.61	282,688,076	10,945.27	284,577,038	2.659	2031/5/24	1.06
21	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000	10,380.70	269,898,377	10,731.07	279,007,966	6.625	2045/2/17	1.04
22	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,200,000	12,389.74	272,574,310	12,638.44	278,045,791	4.5	2029/4/22	1.03
23	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	2,200,000	12,347.41	271,643,127	12,596.18	277,116,147	4.5	2056/4/1	1.03

24	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,900,000	14,085.82	267,630,677	14,422.01	274,018,230	5.35	2049/2/11	1.02
25	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,400,000	11,350.69	272,416,603	11,371.35	272,912,472	2.875	2025/6/6	1.01
26	アメリカ	国債証券	UKRAINE GOVERNMENT	2,000,000	12,870.69	257,413,934	13,233.71	264,674,368	9.75	2028/11/1	0.98
27	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	6,100,000	3,905.12	238,212,756	4,329.29	264,086,733	2.5	2041/7/9	0.98
28	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,300,000	11,135.61	256,119,202	11,364.37	261,380,610	6	2027/3/25	0.97
29	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	5,686,159	4,120.92	234,322,080	4,558.98	259,230,947	2	2038/1/9	0.96
30	アメリカ	国債証券	RUSSIAN FEDERATION	2,000,000	12,385.04	247,700,972	12,575.31	251,506,370	4.375	2029/3/21	0.93

### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.39
合 計	98.39

### 【投資不動産物件】

野村外国債券(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)

該当事項はありません。

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なも】

野村外国債券(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)

該当事項はありません。

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

( 3 ) 【運用実績】

【純資産の推移】

野村外国債券（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）

2021年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(2018年 1月17日)	813	813	0.9894	0.9894
第2特定期間	(2018年 7月17日)	11,292	11,299	0.9735	0.9741
第3特定期間	(2019年 1月17日)	13,012	13,020	0.9725	0.9731
第4特定期間	(2019年 7月17日)	13,804	13,812	1.0152	1.0158
第5特定期間	(2020年 1月17日)	13,086	13,097	1.0204	1.0213
第6特定期間	(2020年 7月17日)	11,847	11,857	1.0580	1.0589
第7特定期間	(2021年 1月18日)	11,109	11,125	1.0521	1.0536
第8特定期間	(2021年 7月19日)	12,006	12,024	1.0283	1.0298
	2020年 8月末日	11,708		1.0555	
	9月末日	11,694		1.0602	
	10月末日	11,550		1.0569	
	11月末日	11,198		1.0632	
	12月末日	11,186		1.0633	
	2021年 1月末日	11,097		1.0529	
	2月末日	10,980		1.0197	
	3月末日	10,929		1.0114	
	4月末日	11,049		1.0123	
	5月末日	11,494		1.0150	
	6月末日	11,755		1.0180	
	7月末日	12,132		1.0321	
	8月末日	12,298		1.0328	

【分配の推移】

野村外国債券（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2017年12月15日～2018年 1月17日	0.0000円
第2特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	0.0030円
第3特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	0.0036円
第4特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	0.0036円
第5特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	0.0054円

第6特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	0.0054円
第7特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	0.0081円
第8特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	0.0090円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

#### 【収益率の推移】

##### 野村外国債券（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	収益率
第1特定期間	2017年12月15日～2018年 1月17日	1.1%
第2特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	1.3%
第3特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	0.3%
第4特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	4.8%
第5特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	1.0%
第6特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	4.2%
第7特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	0.2%
第8特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	1.4%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出してあります。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### （4）【設定及び解約の実績】

##### 野村外国債券（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2017年12月15日～2018年 1月17日	822,544,820		822,544,820
第2特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	11,396,493,911	619,259,401	11,599,779,330
第3特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	3,866,584,593	2,086,128,071	13,380,235,852
第4特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	1,906,658,789	1,688,815,534	13,598,079,107
第5特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	1,057,001,707	1,830,799,092	12,824,281,722
第6特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	771,069,547	2,397,610,244	11,197,741,025
第7特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	821,277,431	1,459,810,604	10,559,207,852
第8特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	2,280,096,080	1,162,997,533	11,676,306,399

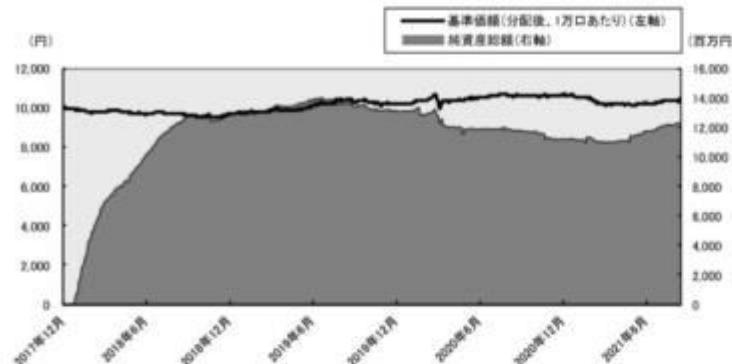
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### 参考情報

## 運用実績 (2021年8月31日現在)

### 基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)



### 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2021年8月	15 円
2021年7月	15 円
2021年6月	15 円
2021年5月	15 円
2021年4月	15 円
直近1年間累計	174 円
設定来累計	396 円

### 主要な資産の状況

#### 銘柄別投資比率

銘柄	投資比率 (%)
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	84.7
新興国債券マザーファンド	15.2

#### 実質的な銘柄別投資比率(上位)

・「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

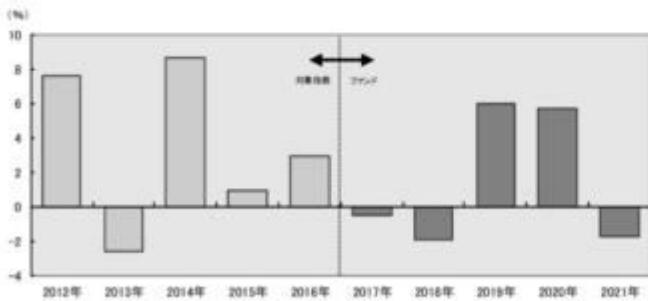
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.6
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.6
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.6
4	UK TREASURY	国債証券	0.6
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.6
6	US TREASURY N/B	国債証券	0.6
7	US TREASURY BOND	国債証券	0.5
8	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	0.5
9	US TREASURY N/B	国債証券	0.5
10	FRANCE GOVERNMENT O.A.T.	国債証券	0.5

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	RUSSIAN FEDERATION	国債証券	0.4
2	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.3
3	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.3
4	RUSSIAN FEDERATION	国債証券	0.3
5	FED REPUBLIC OF BRAZIL	国債証券	0.2
6	TURKEY GLOBAL	国債証券	0.2
7	RUSSIAN FEDERATION	国債証券	0.2
8	REPUBLIC OF TURKEY	国債証券	0.2
9	REPUBLIC OF INDONESIA	国債証券	0.2
10	UNITED MEXICAN STATES	国債証券	0.2

### 年間收益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2012年から2016年は対象指標(合成指標)の年間收益率。
- ・2017年は設定日(2017年12月15日)から年末までのファンドの收益率。
- ・2021年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象指標(合成指標)の情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

- ・ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社に野村投資一任口座を開設した者等に限るものとします。
- 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することができます。
- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込の受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
- ・販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。

申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行もしくはロンドンの銀行の休業日と同日の場合

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、1円以上1円単位（当初元本1口=1円）とします。
- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。
- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。  
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2 【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

- ・一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
- ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）
- ・換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。  
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

- 1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。  
2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### ( 2 ) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### ( 3 ) 【信託期間】

無期限とします(2017年12月15日設定)。

#### ( 4 ) 【計算期間】

原則として、毎月18日から翌月17日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### ( 5 ) 【その他】

##### ( a ) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

##### ( b ) 信託期間の終了

- ( )委託者は、上記「( a )ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ( )上記( )の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ( )上記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記( )から( )までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「( d )信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### ( c )運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

#### ( d )信託約款の変更等

- ( )委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ( )委託者は、上記( )の事項（上記( )の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ( )上記( )の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは

は、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ( )上記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ( )書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ( )上記( )から( )の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

( e )公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることのできない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

( f )受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ( )受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「( d )信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ( )委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

( g )反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

( h )他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

( i )関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

( j )有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2021年1月19日から2021年7月19日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 1【財務諸表】

【野村外国債券（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）】

( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	前期 (2021年 1月18日現在)	当期 (2021年 7月19日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	39,020,281	33,843,899
親投資信託受益証券	11,097,330,049	11,962,982,544
派生商品評価勘定	-	18,674,204
未収入金	23,581,461	27,203,196
<b>流動資産合計</b>	<b>11,159,931,791</b>	<b>12,042,703,843</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,159,931,791</b>	<b>12,042,703,843</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	15,245,383	-
未払収益分配金	15,838,811	17,514,459
未払解約金	16,312,408	14,937,318
未払受託者報酬	322,111	341,864
未払委託者報酬	2,898,987	3,076,756
未払利息	26	31
その他未払費用	21,466	22,778
<b>流動負債合計</b>	<b>50,639,192</b>	<b>35,893,206</b>
<b>負債合計</b>	<b>50,639,192</b>	<b>35,893,206</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	10,559,207,852	11,676,306,399
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（ ）	550,084,747	330,504,238
（分配準備積立金）	782,648,750	722,320,075
<b>元本等合計</b>	<b>11,109,292,599</b>	<b>12,006,810,637</b>
<b>純資産合計</b>	<b>11,109,292,599</b>	<b>12,006,810,637</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>11,159,931,791</b>	<b>12,042,703,843</b>

( 2 ) 【損益及び剩余金計算書】

( 単位 : 円 )

	前期 自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日	当期 自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日
<b>営業収益</b>		
<b>有価証券売買等損益</b>	14,660,777	20,132,294
<b>為替差損益</b>	55,879,641	108,043,046
<b>営業収益合計</b>	<u>41,218,864</u>	<u>128,175,340</u>
<b>営業費用</b>		
<b>支払利息</b>	5,935	4,831
<b>受託者報酬</b>	1,922,035	1,856,816
<b>委託者報酬</b>	17,298,308	16,711,267
<b>その他費用</b>	<u>128,084</u>	<u>129,666</u>
<b>営業費用合計</b>	<u>19,354,362</u>	<u>18,702,580</u>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<u>21,864,502</u>	<u>146,877,920</u>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<u>21,864,502</u>	<u>146,877,920</u>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<u>21,864,502</u>	<u>146,877,920</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	838,591	1,874,894
<b>期首剩余金又は期首次損金( )</b>	<u>649,985,325</u>	<u>550,084,747</u>
剩余金増加額又は欠損金減少額	51,218,717	57,496,504
<b>当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額</b>	<u>51,218,717</u>	<u>57,496,504</u>
剩余金減少額又は欠損金増加額	86,486,891	31,786,559
<b>当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額</b>	<u>86,486,891</u>	<u>31,786,559</u>
<b>分配金</b>	<u>87,335,497</u>	<u>100,287,428</u>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<u>550,084,747</u>	<u>330,504,238</u>

( 3 ) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2021年 1月19日から2021年 7月19日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2021年 1月18日現在	当期 2021年 7月19日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 10,559,207,852口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 11,676,306,399口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0521円 (10,000口当たり純資産額) (10,521円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0283円 (10,000口当たり純資産額) (10,283円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日	当期 自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日
1. 分配金の計算過程 2020年 7月18日から2020年 8月17日まで	1. 分配金の計算過程 2021年 1月19日から2021年 2月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,984,401円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,615,938円
収益調整金額	C	236,029,729円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,865,777円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	316,144,670円

分配準備積立金額	D	817,803,241円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,079,433,309円
当ファンドの期末残存口数	F	11,156,858,811口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	967円
10,000口当たり分配金額	H	12円
収益分配金額	I=F × H/10,000	13,388,230円

2020年 8月18日から2020年 9月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,428,019円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	576,501円
収益調整金額	C	239,933,464円
分配準備積立金額	D	816,167,255円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,087,105,239円
当ファンドの期末残存口数	F	11,046,112,750口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	984円
10,000口当たり分配金額	H	12円
収益分配金額	I=F × H/10,000	13,255,335円

2020年 9月18日から2020年10月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,736,511円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	9,835,267円
収益調整金額	C	244,152,323円
分配準備積立金額	D	824,425,084円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,098,149,185円
当ファンドの期末残存口数	F	10,988,482,578口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	999円
10,000口当たり分配金額	H	12円
収益分配金額	I=F × H/10,000	13,186,179円

2020年10月20日から2020年11月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,729,661円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	248,291,224円
分配準備積立金額	D	799,267,757円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,065,288,642円
当ファンドの期末残存口数	F	10,599,705,277口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,005円
10,000口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F × H/10,000	15,899,557円

2020年11月18日から2020年12月17日まで

分配準備積立金額	D	759,225,153円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,093,235,600円
当ファンドの期末残存口数	F	10,783,071,551口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,013円
10,000口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F × H/10,000	16,174,607円

2021年 2月18日から2021年 3月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,372,619円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	330,379,278円
分配準備積立金額	D	748,700,815円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,096,452,712円
当ファンドの期末残存口数	F	10,793,069,168口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,015円
10,000口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F × H/10,000	16,189,603円

2021年 3月18日から2021年 4月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,657,081円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	346,056,041円
分配準備積立金額	D	740,003,184円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,106,716,306円
当ファンドの期末残存口数	F	10,844,860,841口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,020円
10,000口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F × H/10,000	16,267,291円

2021年 4月20日から2021年 5月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,954,540円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	407,994,720円
分配準備積立金額	D	727,619,433円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,153,568,693円
当ファンドの期末残存口数	F	11,285,977,223口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,022円
10,000口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F × H/10,000	16,928,965円

2021年 5月18日から2021年 6月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,546,297円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	257,290,918円
分配準備積立金額	D	783,982,824円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,060,820,039円
当ファンドの期末残存口数	F	10,511,590,504口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,009円
10,000口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F × H/10,000	15,767,385円

2020年12月18日から2021年 1月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,806,543円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	269,514,263円
分配準備積立金額	D	780,681,018円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,068,001,824円
当ファンドの期末残存口数	F	10,559,207,852口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,011円
10,000口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F × H/10,000	15,838,811円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,283,031円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	438,411,985円
分配準備積立金額	D	718,562,799円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,179,257,815円
当ファンドの期末残存口数	F	11,475,002,169口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,027円
10,000口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F × H/10,000	17,212,503円

2021年 6月18日から2021年 7月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,096,991円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	465,388,683円
分配準備積立金額	D	717,737,543円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,205,223,217円
当ファンドの期末残存口数	F	11,676,306,399口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,032円
10,000口当たり分配金額	H	15円
収益分配金額	I=F × H/10,000	17,514,459円

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日	当期 自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日
1. 金融商品に対する取組方針  当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としてあります。	1. 金融商品に対する取組方針  同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用してあります。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	--

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2021年 1月18日現在	当期 2021年 7月19日現在
<p>1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 . 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p> <p>デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2 . 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

前期	当期
自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日	自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

## ( その他の注記 )

## 1 元本の移動

前期	当期
自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日	自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日
期首元本額 11,197,741,025円	期首元本額 10,559,207,852円
期中追加設定元本額 821,277,431円	期中追加設定元本額 2,280,096,080円
期中一部解約元本額 1,459,810,604円	期中一部解約元本額 1,162,997,533円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	自 2020年 7月18日 至 2021年 1月18日	自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	72,244,967	129,229,616
合計	72,244,967	129,229,616

## 3 デリバティブ取引関係

## デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	前期(2021年 1月18日現在)			当期(2021年 7月19日現在)				
	契約額等(円)	うち1年 超	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	うち1年 超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,793,602,343	-	1,808,847,726	15,245,383	1,794,716,558	-	1,776,042,354	18,674,204
米ドル	1,793,602,343	-	1,808,847,726	15,245,383	1,794,716,558	-	1,776,042,354	18,674,204
合計	1,793,602,343	-	1,808,847,726	15,245,383	1,794,716,558	-	1,776,042,354	18,674,204

( 注 ) 時価の算定方法

## 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## （4）【附属明細表】

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年7月19日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年7月19日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	新興国債券マザーファンド	853,357,294	1,789,234,238	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	8,261,265,373	10,173,748,306	
	小計	銘柄数：2	9,114,622,667	11,962,982,544	
		組入時価比率：99.6%		100.0%	
合計				11,962,982,544	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

### 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

#### （参考）

当ファンドは「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」および「新興国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

(2021年 7月19日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	76,535,575
コール・ローン	721,647,445
国債証券	82,354,919,575
派生商品評価勘定	942,127,828
未収入金	318,258,351
未収利息	470,973,305
前払費用	39,168,253
差入委託証拠金	2,117,730
流動資産合計	84,925,748,062
資産合計	84,925,748,062
負債の部	
流動負債	
未払解約金	786,603,899
未払利息	661
その他未払費用	360,600
流動負債合計	786,965,160
負債合計	786,965,160
純資産の部	
元本等	
元本	68,323,411,715
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	15,815,371,187
元本等合計	84,138,782,902
純資産合計	84,138,782,902
負債純資産合計	84,925,748,062

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることがあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
------------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

2021年 7月19日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,2315円
(10,000口当たり純資産額)	(12,315円)

## (金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用してあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。	
市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年 7月19日現在
---------------

## 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2. 時価の算定方法

## 国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

## 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2021年 7月19日現在	
期首	2021年 1月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	62,657,713,650円
同期中における追加設定元本額	13,075,086,869円
同期中における一部解約元本額	7,409,388,804円
期末元本額	68,323,411,715円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,529,339,622円
野村インデックスファンド・外国債券・為替ヘッジ型	884,009,992円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	29,973,491円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	8,074,088円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	4,442,354円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,764,302円
野村外国債券インデックス Aコース(野村SMA・EW向け)	12,224,104,704円
インデックス・ブレンド(タイプ )	6,909,040円
インデックス・ブレンド(タイプ )	4,032,557円
インデックス・ブレンド(タイプ )	10,026,260円
インデックス・ブレンド(タイプ )	2,857,465円
インデックス・ブレンド(タイプ )	5,352,076円
野村外国債券インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	32,781,006,453円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	8,261,265,373円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)債券・安定型	4,114,981,098円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	188,679,246円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	536,172,343円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	1,363,260,848円
オールウェザー・ファクター・アロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	6,047,758,615円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	318,401,788円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年7月19日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年7月19日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	70,000.00	78,708.98	
		US TREASURY BOND	500,000.00	529,570.30	
		US TREASURY BOND	610,000.00	755,446.87	
		US TREASURY BOND	1,800,000.00	2,371,078.08	
		US TREASURY BOND	2,280,000.00	2,972,193.63	
		US TREASURY BOND	20,000.00	25,889.06	
		US TREASURY BOND	510,000.00	600,345.68	
		US TREASURY BOND	3,450,000.00	4,632,028.99	
		US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,670,171.56	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,033,125.00	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,059,296.80	
		US TREASURY N/B	700,000.00	714,929.67	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,000,000.00	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,533,398.40	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,867,265.52	
		US TREASURY N/B	2,150,000.00	2,191,908.01	
		US TREASURY N/B	2,260,000.00	2,325,151.50	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,428,273.42	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,024,609.30	
		US TREASURY N/B	700,000.00	723,843.75	
		US TREASURY N/B	4,110,000.00	4,227,520.10	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,039,804.60	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,514,062.50	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,146,839.66	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,541,777.25	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	998,398.40	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,053,281.20	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,501,113.15	
		US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,112,500.00	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,572,460.85	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,255,921.80	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,071,367.00	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,631,542.75	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,988,281.20	
		US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,120,898.00	

US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,986,406.00
US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,751,863.26
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,642,968.75
US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,128,788.80
US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,711,777.30
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,095,078.00
US TREASURY N/B	500,000.00	524,179.65
US TREASURY N/B	400,000.00	424,937.48
US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,210,468.40
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,093,906.20
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,090,468.60
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,589,238.15
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,090,781.20
US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,186,093.60
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,077,890.60
US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,153,632.70
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,087,578.00
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,105,859.20
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,115,234.20
US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,530,218.72
US TREASURY N/B	800,000.00	847,468.72
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,085,312.40
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,102,812.40
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,688,769.50
US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,344,843.60
US TREASURY N/B	500,000.00	496,230.45
US TREASURY N/B	800,000.00	846,250.00
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,174,453.00
US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,333,124.80
US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,178,437.40
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,968,906.20
US TREASURY N/B	2,780,000.00	2,932,139.67
US TREASURY N/B	600,000.00	651,609.36
US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,290,390.40
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,930,624.80
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,927,187.20
US TREASURY N/B	1,640,000.00	1,749,675.00
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,712,988.25
US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,445,859.20
US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,162,031.20
US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,781,230.25
US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,209,765.40

US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,372,429.32
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,597,675.65
US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,160,781.10
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,634,863.25
US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,793,445.11
US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,165,312.40
US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,757,218.62
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,612,734.30
US TREASURY N/B	3,800,000.00	4,117,656.06
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,462,324.20
US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,445,124.80
US TREASURY N/B	600,000.00	646,687.50
US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,554,874.88
US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,052,968.40
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,801,757.75
US TREASURY N/B	3,100,000.00	3,480,355.43
US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,710,156.00
US TREASURY N/B	5,400,000.00	5,983,875.00
US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,492,624.96
US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,623,046.70
US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,776,699.07
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,930,000.00
US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,091,250.00
US TREASURY N/B	500,000.00	712,031.25
US TREASURY N/B	3,300,000.00	3,130,359.21
US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,309,140.45
US TREASURY N/B	500,000.00	687,187.50
US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,434,609.15
US TREASURY N/B	340,000.00	504,448.41
US TREASURY N/B	1,760,000.00	2,507,931.18
US TREASURY N/B	400,000.00	511,031.24
US TREASURY N/B	800,000.00	1,117,062.48
US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,683,671.87
US TREASURY N/B	340,000.00	456,370.30
US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,059,375.00
US TREASURY N/B	2,800,000.00	3,942,093.68
US TREASURY N/B	300,000.00	448,968.75
US TREASURY N/B	500,000.00	609,609.35
US TREASURY N/B	500,000.00	576,328.10
US TREASURY N/B	800,000.00	978,500.00
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,975,195.20
US TREASURY N/B	700,000.00	925,667.96
US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,929,624.96

	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,887,066.30
	US TREASURY N/B	2,540,000.00	3,071,415.49
	US TREASURY N/B	2,760,000.00	3,273,834.16
	US TREASURY N/B	3,020,000.00	3,661,985.86
	US TREASURY N/B	2,530,000.00	2,814,921.26
	US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,783,828.04
	US TREASURY N/B	4,030,000.00	4,284,865.66
	US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,741,312.50
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,220,781.20
	US TREASURY N/B	3,520,000.00	4,115,237.28
	US TREASURY N/B	2,600,000.00	3,039,968.62
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,714,125.00
	US TREASURY N/B	800,000.00	1,002,156.24
	US TREASURY N/B	900,000.00	1,104,222.60
	US TREASURY N/B	500,000.00	601,953.10
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,387,242.09
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,315,171.80
	US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,448,120.84
	US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,526,851.49
	US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,483,437.44
小計	銘柄数：140	314,470,000.00	337,012,044.50 (37,030,883,449) 45.0%
	組入時価比率：44.0%		
	CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,022,170.00
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,019,790.00
	CANADIAN GOVERNMENT	150,000.00	154,745.70
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	626,058.60
	CANADIAN GOVERNMENT	1,060,000.00	1,116,627.32
	CANADIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	3,077,799.00
	CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,018,877.00
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	583,154.40
	CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,029,606.00
	CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,001,759.00
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	425,272.80
	CANADIAN GOVERNMENT	1,020,000.00	1,374,991.62
	CANADIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,846,472.00
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	883,675.80
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	594,890.80
	CANADIAN GOVERNMENT	780,000.00	1,092,405.60
	CANADIAN GOVERNMENT	1,540,000.00	1,874,374.04
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	210,667.40
小計	銘柄数：18	17,050,000.00	18,953,337.08

	組入時価比率 : 2.0%		(1,648,182,192)
			2.0%
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,100,000.00	13,773,471.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	11,000,000.00	12,255,881.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	14,000,000.00	13,592,878.60
	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,100,000.00	20,902,448.28
	MEX BONOS DESARR FIX RT	12,400,000.00	13,128,624.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	3,100,000.00	3,285,039.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	7,581,275.40
	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,200,000.00	11,291,621.34
	MEX BONOS DESARR FIX RT	5,000,000.00	5,152,983.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,300,000.00	4,533,588.90
	MEXICAN FIXED RATE BONDS	9,300,000.00	9,731,628.81
小計	銘柄数 : 11	108,500,000.00	115,229,439.33 (635,017,917)
	組入時価比率 : 0.8%		0.8%
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	700,000.00	741,580.00
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	211,453.56
	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	612,240.00
	BELGIUM KINGDOM	230,000.00	252,333.00
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	311,594.19
	BELGIUM KINGDOM	1,100,000.00	1,185,225.47
	BELGIUM KINGDOM	950,000.00	1,022,831.75
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	1,027,888.00
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	325,065.30
	BELGIUM KINGDOM	1,400,000.00	1,532,776.00
	BELGIUM KINGDOM	1,200,000.00	1,334,844.00
	BELGIUM KINGDOM	550,000.00	791,858.98
	BELGIUM KINGDOM	500,000.00	591,517.50
	BELGIUM KINGDOM	720,000.00	907,019.28
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	516,624.00
	BELGIUM KINGDOM	650,000.00	1,113,519.74
	BELGIUM KINGDOM	500,000.00	612,897.50
	BELGIUM KINGDOM	700,000.00	879,834.13
	BELGIUM KINGDOM	170,000.00	250,465.42
	BELGIUM KINGDOM GOVT	370,000.00	617,023.47
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,400,000.00	3,434,000.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	982,674.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	606,132.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	305,369.70
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,940,000.00	2,160,288.94
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,920,000.00	2,150,592.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,400,000.00	1,549,664.20

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	862,072.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	1,206,719.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	777,203.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	720,000.00	799,189.20
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	526,181.60
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	1,084,843.10
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	550,450.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	845,760.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,300,000.00	1,430,520.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,600,000.00	1,760,643.04
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,600,000.00	1,762,240.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	330,000.00	454,245.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	833,278.40
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,000,000.00	2,059,872.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	1,159,192.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	656,340.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,700,000.00	2,067,200.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	464,928.64
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	521,047.50
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	1,689,419.20
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	1,665,854.82
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	950,000.00	1,321,028.20
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	811,791.60
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,126,339.20
BUNDESOBLIGATION	1,000,000.00	1,008,620.00
BUNDESOBLIGATION	1,100,000.00	1,118,315.00
BUNDESOBLIGATION	1,000,000.00	1,020,250.00
BUNDESOBLIGATION	1,500,000.00	1,540,995.75
BUNDESOBLIGATION	1,000,000.00	1,032,410.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,300,000.00	1,330,732.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,310,000.00	1,363,159.80
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	740,075.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	469,624.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	610,000.00	649,613.40
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	744,912.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	440,000.00	463,852.40
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,044,890.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,000,000.00	2,142,440.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	900,000.00	950,229.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	310,323.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,270,000.00	2,384,793.90
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,300,000.00	3,305,284.00

BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	850,000.00	908,539.50
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,073,010.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,381,550.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,145,353.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	796,110.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	520,705.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,300,000.00	1,352,533.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,740,211.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,400,000.00	2,341,755.92
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	102,237.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,400,000.00	2,324,033.60
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,310,000.00	2,358,241.04
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	60,000.00	116,144.82
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	750,000.00	1,275,270.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,737,494.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,410,000.00	2,275,993.80
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	784,866.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,300,000.00	1,250,145.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	507,100.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,900,000.00	1,942,362.40
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	215,260.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,813,248.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,100,000.00	2,147,103.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,150,000.00	1,251,463.35
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,500,000.00	2,651,750.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,022,600.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	180,000.00	218,502.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	2,476,980.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,687,200.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	738,640.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,636,800.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	2,037,200.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,350,000.00	1,603,538.10
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	529,500.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	850,760.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,077,500.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,530,000.00	1,668,312.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,209,600.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	550,000.00	592,460.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,100,000.00	1,168,970.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,679,250.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	556,360.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	890,640.00

BUONI POLIENNALI DEL TES	2,040,000.00	2,671,380.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,390,900.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	1,002,320.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,069,600.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,100,000.00	3,202,610.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,094,055.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	1,057,350.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	546,300.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,542,300.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,070,000.00	1,261,102.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,610,000.00	2,403,247.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	1,036,000.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	314,670.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	115,770.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,580,000.00	2,213,580.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	503,320.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	350,000.00	559,580.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	485,190.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	854,240.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,180,000.00	3,562,992.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	860,000.00	1,155,238.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	615,250.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	1,113,360.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	1,344,420.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	300,447.30
BUONI POLIENNALI DEL TES	10,000.00	12,182.27
FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	307,971.36
FINNISH GOVERNMENT	150,000.00	155,760.45
FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	214,920.00
FINNISH GOVERNMENT	810,000.00	852,769.62
FINNISH GOVERNMENT	740,000.00	908,561.64
FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	305,835.90
FINNISH GOVERNMENT	500,000.00	571,108.00
FINNISH GOVERNMENT	160,000.00	239,014.88
FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	252,849.60
FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	505,275.00
FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	313,512.00
FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	2,035,200.00
FRANCE (GOVT OF)	2,010,000.00	2,178,456.09
FRANCE (GOVT OF)	3,100,000.00	3,169,415.20
FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	417,141.60
FRANCE (GOVT OF)	700,000.00	735,541.10

FRANCE (GOVT OF)	250,000.00	260,066.75
FRANCE (GOVT OF)	800,000.00	868,528.00
FRANCE (GOVT OF)	2,300,000.00	2,476,966.60
FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	1,079,240.00
FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,590,321.00
FRANCE (GOVT OF)	4,400,000.00	4,475,983.60
FRANCE (GOVT OF)	1,720,000.00	2,133,331.30
FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,515,622.50
FRANCE (GOVT OF)	1,200,000.00	1,368,633.48
FRANCE (GOVT OF)	1,250,000.00	1,430,125.00
FRANCE (GOVT OF)	1,260,000.00	1,567,332.90
FRANCE (GOVT OF)	700,000.00	705,873.00
FRANCE (GOVT OF)	1,510,000.00	2,012,535.55
FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	483,080.00
FRANCE (GOVT OF)	2,400,000.00	2,395,533.60
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	610,000.00	632,724.94
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,800,000.00	2,003,130.00
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,100,000.00	2,269,648.50
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,100,000.00	1,414,301.90
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,100,000.00	2,245,425.00
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,000,000.00	2,049,252.00
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,410,000.00	2,880,793.50
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	900,000.00	1,081,665.00
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,200,000.00	1,748,565.00
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,640,000.00	1,897,401.28
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	300,000.00	496,001.10
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,290,000.00	3,732,796.18
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	648,184.40
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	720,000.00	1,277,460.00
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,800,000.00	2,887,930.80
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	900,000.00	1,853,295.12
IRISH GOVERNMENT	800,000.00	867,541.60
IRISH TSY 0.2% 2030	1,100,000.00	1,128,627.50
IRISH TSY 1.5% 2050	200,000.00	241,619.60
IRISH TSY 1.7% 2037	550,000.00	666,766.10
IRISH TSY 1% 2026	650,000.00	697,693.75
IRISH TSY 2% 2045	450,000.00	595,003.50
IRISH TSY 2022	1,000,000.00	1,007,871.00
IRISH TSY 3.4% 2024	500,000.00	553,722.50
NETHERLANDS GOVERNMENT	630,000.00	672,538.86
NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	337,200.00
NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	314,790.00
NETHERLANDS GOVERNMENT	1,000,000.00	1,082,116.00

	NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	725,866.40
	NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	422,540.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,100,000.00	1,187,181.60
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,100,000.00	1,536,810.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,000,000.00	1,029,000.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,150,000.00	1,511,000.87
	NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	652,630.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	610,000.00	1,070,747.64
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,050,000.00	1,746,875.55
	REPUBLIC OF AUSTRIA	210,000.00	293,307.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	705,712.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	120,000.00	126,686.64
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,500,000.00	1,615,189.50
	REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	320,491.50
	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	423,356.40
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	754,601.40
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,500,000.00	1,592,850.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	530,000.00	691,511.08
	REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	373,704.46
	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	653,027.80
	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	505,960.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	429,824.40
	REPUBLIC OF AUSTRIA	330,000.00	714,134.52
	REPUBLIC OF IRELAND	80,000.00	86,064.80
	SPANISH GOVERNMENT	90,000.00	130,913.01
	SPANISH GOVERNMENT	1,100,000.00	1,742,510.00
	SPANISH GOVERNMENT	710,000.00	1,079,110.54
小計	銘柄数：224	217,190,000.00	258,101,061.94 (33,473,126,722) 40.6%
英ポンド	UK TREASURY	400,000.00	401,708.00
	UK TREASURY	1,200,000.00	1,222,575.36
	UK TREASURY	600,000.00	600,078.00
	UK TREASURY	1,100,000.00	1,114,126.20
	UK TREASURY	950,000.00	993,272.50
	UK TREASURY	500,000.00	511,375.00
	UK TREASURY	1,200,000.00	1,295,421.60
	UK TREASURY	1,000,000.00	1,014,450.20
	UK TREASURY	1,370,000.00	1,448,682.93
	UK TREASURY	1,000,000.00	1,049,600.00
	UK TREASURY	300,000.00	372,071.22
	UK TREASURY	900,000.00	973,303.20

	UK TREASURY	90,000.00	125,752.86
	UK TREASURY	1,100,000.00	1,126,951.65
	UK TREASURY	1,100,000.00	1,072,280.00
	UK TREASURY	600,000.00	825,035.76
	UK TREASURY	600,000.00	819,992.40
	UK TREASURY	200,000.00	290,877.28
	UK TREASURY	1,160,000.00	1,690,791.64
	UK TREASURY	1,170,000.00	1,302,221.23
	UK TREASURY	400,000.00	614,736.00
	UK TREASURY	700,000.00	721,217.00
	UK TREASURY	850,000.00	1,407,141.00
	UK TREASURY	1,000,000.00	1,496,410.00
	UK TREASURY	2,180,000.00	3,691,699.20
	UK TREASURY	1,400,000.00	1,520,745.38
	UK TREASURY	1,150,000.00	1,323,508.78
	UK TREASURY	1,240,000.00	2,192,171.20
	UK TREASURY	860,000.00	1,458,293.40
	UK TREASURY	300,000.00	343,770.00
	UK TREASURY	200,000.00	387,380.40
	UK TREASURY	530,000.00	1,024,081.90
	UK TSY 0 5/8% 2050	500,000.00	439,160.00
	UK TSY 3 1/4% 2044	100,000.00	142,860.00
	UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	480,000.00	916,622.40
小計	銘柄数 : 35	28,430,000.00	35,930,363.69 (5,430,155,864) 6.6%
	組入時価比率 : 6.5%		
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	3,000,000.00	3,126,576.60
	SWEDISH GOVERNMENT	250,000.00	276,100.00
	SWEDISH GOVERNMENT	2,700,000.00	2,864,214.00
	SWEDISH GOVERNMENT	4,000,000.00	4,207,304.00
	SWEDISH GOVERNMENT	3,500,000.00	3,694,075.00
	SWEDISH GOVERNMENT	4,000,000.00	3,978,660.40
	SWEDISH GOVERNMENT	1,600,000.00	2,405,430.56
小計	銘柄数 : 7	19,050,000.00	20,552,360.56 (260,192,884) 0.3%
	組入時価比率 : 0.3%		
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,947,094.35
	NORWEGIAN GOVERNMENT	2,750,000.00	2,906,612.50
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,737,448.62
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,750,000.00	1,811,775.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,584,825.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	2,025,200.00
小計	銘柄数 : 6	11,600,000.00	12,012,955.47

	組入時価比率 : 0.2%		(148,600,259)	
			0.2%	
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	1,650,000.00	1,727,220.00	
	KINGDOM OF DENMARK	3,400,000.00	3,730,820.00	
	KINGDOM OF DENMARK	2,300,000.00	2,421,670.00	
	KINGDOM OF DENMARK	6,400,000.00	6,789,760.00	
	KINGDOM OF DENMARK	4,900,000.00	8,794,296.56	
	KINGDOM OF DENMARK	1,000,000.00	969,400.00	
小計	銘柄数 : 6	19,650,000.00	24,433,166.56	
			(426,114,424)	
	組入時価比率 : 0.5%		0.5%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	8,700,000.00	9,004,821.90	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,151,725.90	
	POLAND GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	4,805,000.00	
小計	銘柄数 : 3	16,700,000.00	16,961,547.80	
			(479,728,544)	
	組入時価比率 : 0.6%		0.6%	
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	120,000.00	126,795.60	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,235,748.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	876,583.92	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,073,850.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,098,386.41	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,340,000.00	1,482,807.55	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	520,000.00	609,353.36	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	820,000.00	1,005,461.45	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	900,000.00	1,006,257.24	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	820,000.00	891,709.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	900,000.00	1,012,774.14	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,165,935.90	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	904,960.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,782,303.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,177,002.12	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,228,798.68	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	496,865.65	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,170,000.00	1,571,826.32	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	345,779.61	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	150,000.00	193,624.29	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	320,000.00	389,984.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,255,380.94	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	270,000.00	321,030.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	461,800.00	
小計	銘柄数 : 24	19,630,000.00	21,715,017.38	
			(1,758,916,407)	

	組入時価比率 : 2.1%		2.1%
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,400,000.00	1,464,120.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	430,080.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	426,040.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	741,702.50
	SINGAPORE GOVERNMENT	730,000.00	829,061.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	328,590.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	447,800.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,210,000.00	1,362,460.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	900,000.00	960,804.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	761,789.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	584,500.00
小計	銘柄数 : 11	7,640,000.00	8,336,946.50 (674,458,971) 0.8%
	組入時価比率 : 0.8%		
新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,548,910.20
	ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,645,647.90
	ISRAEL FIXED BOND	2,500,000.00	2,519,135.25
	ISRAEL FIXED BOND	2,000,000.00	2,159,045.20
	ISRAEL FIXED BOND	1,000,000.00	992,836.30
	ISRAEL FIXED BOND	1,100,000.00	1,756,352.62
	ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	1,039,398.88
小計	銘柄数 : 7	10,400,000.00	11,661,326.35 (389,541,942) 0.5%
	組入時価比率 : 0.5%		
合計			82,354,919,575 (82,354,919,575)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2021年 7月19日現在			
	契約額等(円)			評価損益(円)
		うち1年超	時価(円)	
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	83,302,457,859	-	82,360,330,031	942,127,828
米ドル	37,307,293,478	-	37,077,633,328	229,660,150
カナダドル	1,680,916,512	-	1,639,145,805	41,770,707
メキシコペソ	647,162,404	-	640,059,686	7,102,718
ユーロ	33,992,592,418	-	33,493,313,736	499,278,682
英ポンド	5,458,647,394	-	5,388,182,408	70,464,986
スウェーデンクローナ	263,114,085	-	256,709,187	6,404,898

ノルウェークローネ	153,867,138	-	147,314,330	6,552,808
デンマーククローネ	455,507,892	-	448,821,888	6,686,004
ズロチ	505,751,017	-	491,583,818	14,167,199
豪ドル	1,756,182,565	-	1,711,854,000	44,328,565
シンガポールドル	675,436,568	-	664,842,245	10,594,323
新シェケル	405,986,388	-	400,869,600	5,116,788
合計	83,302,457,859	-	82,360,330,031	942,127,828

## (注)時価の算定方法

## 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 新興国債券マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

(2021年 7月19日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	230,655,346
コール・ローン	124,061,135
国債証券	24,802,457,463
派生商品評価勘定	19,688
未収利息	282,604,068
前払費用	25,216,712
流動資産合計	25,465,014,412
資産合計	25,465,014,412
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	86,544
未払金	248,239,358
未払解約金	6,368,803
未払利息	113
その他未払費用	65,700
流動負債合計	254,760,518
負債合計	254,760,518
純資産の部	
元本等	
元本	12,023,887,870
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	13,186,366,024
元本等合計	25,210,253,894
純資産合計	25,210,253,894
負債純資産合計	25,465,014,412

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2021年 7月19日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2,0967円 (20,967円)

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用してあります。

### 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。

#### 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

#### 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

#### 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

2021年 7月19日現在

### 1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### 2.時価の算定方法

#### 国債証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

#### 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

#### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## （その他の注記）

### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2021年 7月19日現在

期首	2021年 1月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	10,894,289,899円
同期中における追加設定元本額	2,778,818,624円
同期中における一部解約元本額	1,649,220,653円
期末元本額	12,023,887,870円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	629,267,216円
ネクストコア	35,172,464円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	895,191,083円
インデックス・ブレンド(タイプ )	4,073,092円
インデックス・ブレンド(タイプ )	4,038,603円
インデックス・ブレンド(タイプ )	14,337,329円
インデックス・ブレンド(タイプ )	4,815,680円
インデックス・ブレンド(タイプ )	12,609,697円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	853,357,294円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	1,349,256,997円

NEXT FUNDS 新興国債券・J.P.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	574,650,038円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	666,934,773円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	5,598,589円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	2,142,886円
新興国債券・インデックスF(適格機関投資家専用)	1,208,253,110円
野村新興国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	4,883,891,508円
野村DC運用戦略ファンド	726,178,274円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	79,794,858円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	74,324,379円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年7月19日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年7月19日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	BRAZIL GLOBAL	650,000.00	811,694.00	
		BRAZIL GLOBAL	1,070,000.00	1,485,352.60	
		BRAZIL GLOBAL	1,200,000.00	1,522,098.00	
		COLOMBIA GLOBAL	1,420,000.00	1,870,850.00	
		CROATIA	1,100,000.00	1,193,054.50	
		CROATIA	700,000.00	792,967.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,400,000.00	2,471,256.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	300,000.00	350,599.50	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,900,000.00	2,061,908.50	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,500,000.00	1,607,460.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,700,000.00	1,715,538.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,200,000.00	1,304,868.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,800,000.00	1,821,447.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,400,000.00	3,709,689.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	700,000.00	679,819.00	
		HUNGARY	700,000.00	755,699.70	
		HUNGARY	1,250,000.00	1,402,165.00	
		HUNGARY	1,400,000.00	1,577,651.60	
		INDONESIA GLOBAL	900,000.00	1,016,310.15	
		MEXICO GLOBAL	1,080,000.00	1,453,755.60	
		PANAMA GLOBAL	700,000.00	871,507.00	
		PANAMA GLOBAL	1,550,000.00	2,137,922.75	

PERU GLOBAL	1,070,000.00	1,497,245.65
PHILIPPINES GLOBAL	300,000.00	324,802.77
PHILIPPINES GLOBAL	1,750,000.00	2,771,378.05
PHILIPPINES GLOBAL	1,000,000.00	1,481,679.90
REPUBLIC OF ARGENTINA	2,775,113.00	1,066,170.66
REPUBLIC OF ARGENTINA	10,365,309.00	3,744,260.57
REPUBLIC OF ARGENTINA	14,537,686.00	4,710,355.64
REPUBLIC OF ARGENTINA	5,686,159.00	2,228,576.29
REPUBLIC OF ARGENTINA	6,100,000.00	2,276,154.00
REPUBLIC OF ARGENTINA	1,000,000.00	331,000.00
REPUBLIC OF COLOMBIA	1,400,000.00	1,527,547.00
REPUBLIC OF COLOMBIA	1,300,000.00	1,418,391.00
REPUBLIC OF COLOMBIA	900,000.00	880,987.50
REPUBLIC OF COLOMBIA	1,400,000.00	1,369,550.00
REPUBLIC OF COLOMBIA	1,720,000.00	2,037,340.00
REPUBLIC OF COLOMBIA	1,700,000.00	1,924,383.00
REPUBLIC OF COLOMBIA	2,500,000.00	2,659,375.00
REPUBLIC OF COLOMBIA	1,000,000.00	1,094,000.00
REPUBLIC OF COLOMBIA	1,100,000.00	1,040,600.00
REPUBLIC OF HUNGARY	800,000.00	1,332,678.40
REPUBLIC OF INDONESIA	600,000.00	631,039.44
REPUBLIC OF INDONESIA	1,300,000.00	1,439,430.46
REPUBLIC OF INDONESIA	1,900,000.00	2,175,251.29
REPUBLIC OF INDONESIA	1,100,000.00	1,249,556.00
REPUBLIC OF INDONESIA	400,000.00	446,330.00
REPUBLIC OF INDONESIA	600,000.00	658,651.26
REPUBLIC OF INDONESIA	300,000.00	340,939.02
REPUBLIC OF INDONESIA	1,200,000.00	1,411,875.12
REPUBLIC OF INDONESIA	400,000.00	435,126.20
REPUBLIC OF INDONESIA	300,000.00	313,444.83
REPUBLIC OF INDONESIA	800,000.00	896,831.92
REPUBLIC OF INDONESIA	1,550,000.00	2,377,450.14
REPUBLIC OF INDONESIA	1,200,000.00	1,527,337.32
REPUBLIC OF INDONESIA	1,900,000.00	2,847,518.60
REPUBLIC OF INDONESIA	800,000.00	1,010,018.56
REPUBLIC OF INDONESIA	1,900,000.00	2,664,639.42
REPUBLIC OF INDONESIA	1,500,000.00	1,737,253.20
REPUBLIC OF INDONESIA	1,600,000.00	2,119,298.56
REPUBLIC OF PANAMA	700,000.00	760,557.00
REPUBLIC OF PANAMA	1,300,000.00	1,442,798.50
REPUBLIC OF PANAMA	1,600,000.00	1,685,600.00
REPUBLIC OF PANAMA	700,000.00	680,757.00

REPUBLIC OF PANAMA	1,000,000.00	1,152,760.00
REPUBLIC OF PANAMA	2,000,000.00	2,310,500.00
REPUBLIC OF PERU	300,000.00	309,900.00
REPUBLIC OF PERU	700,000.00	786,492.00
REPUBLIC OF PERU	500,000.00	519,830.00
REPUBLIC OF PERU	2,600,000.00	2,680,600.00
REPUBLIC OF PERU	1,500,000.00	2,127,750.00
REPUBLIC OF PERU	1,100,000.00	1,016,961.00
REPUBLIC OF PHILIPPINES	500,000.00	546,228.95
REPUBLIC OF PHILIPPINES	800,000.00	969,153.04
REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,200,000.00	1,362,960.12
REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,700,000.00	1,774,862.73
REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,000,000.00	1,419,938.00
REPUBLIC OF PHILIPPINES	800,000.00	1,014,325.92
REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,100,000.00	1,236,270.75
REPUBLIC OF PHILIPPINES	2,000,000.00	2,187,877.20
REPUBLIC OF PHILIPPINES	400,000.00	393,209.92
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	350,000.00	366,390.50
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,150,000.00	1,303,844.70
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	900,000.00	982,827.00
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,500,000.00	1,558,515.00
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	800,000.00	852,444.00
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,300,000.00	1,488,565.00
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	700,000.00	718,777.50
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	700,000.00	770,084.00
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,800,000.00	1,850,889.60
REPUBLIC OF TURKEY	1,700,000.00	1,772,336.70
REPUBLIC OF TURKEY	900,000.00	973,718.10
REPUBLIC OF TURKEY	2,000,000.00	2,108,980.00
REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,481,544.00
REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,582,239.00
REPUBLIC OF TURKEY	1,300,000.00	1,284,138.70
REPUBLIC OF TURKEY	2,300,000.00	2,373,731.10
REPUBLIC OF TURKEY	1,100,000.00	1,078,947.10
REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000.00	1,441,013.00
REPUBLIC OF TURKEY	2,700,000.00	2,987,001.90
REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	962,555.00
REPUBLIC OF TURKEY	800,000.00	794,891.20
REPUBLIC OF TURKEY	1,150,000.00	1,143,824.50
REPUBLIC OF TURKEY	1,200,000.00	1,103,145.60
REPUBLIC OF TURKEY	2,200,000.00	1,780,240.00
REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000.00	2,510,003.60
REPUBLIC OF TURKEY	2,200,000.00	1,912,262.00

ROMANIA	400,000.00	440,443.60
ROMANIA	1,600,000.00	1,665,376.00
ROMANIA	800,000.00	1,101,718.40
ROMANIA	600,000.00	746,262.00
ROMANIA	1,000,000.00	1,064,860.00
RUSSIA	787,500.00	907,195.27
RUSSIAN FEDERATION	1,000,000.00	1,029,038.00
RUSSIAN FEDERATION	2,000,000.00	2,175,254.00
RUSSIAN FEDERATION	1,400,000.00	1,594,355.00
RUSSIAN FEDERATION	3,000,000.00	3,362,445.00
RUSSIAN FEDERATION	1,800,000.00	2,040,300.00
RUSSIAN FEDERATION	2,800,000.00	3,367,000.00
RUSSIAN FEDERATION	2,000,000.00	2,601,380.00
RUSSIAN FEDERATION	1,000,000.00	1,350,710.00
RUSSIAN FEDERATION	4,000,000.00	5,091,920.00
TURKEY GLOBAL	1,500,000.00	1,562,224.50
TURKEY GLOBAL	3,200,000.00	3,482,169.60
UKRAINE GOVERNMENT	600,000.00	664,080.00
UKRAINE GOVERNMENT	2,000,000.00	2,396,230.00
UKRAINE GOVERNMENT	1,400,000.00	1,481,200.00
UKRAINE GOVERNMENT	1,700,000.00	1,781,227.70
UKRAINE GOVERNMENT REGS	700,000.00	755,220.90
UKRAINE GOVERNMENT REGS	1,200,000.00	1,313,010.00
UKRAINE GOVERNMENT REGS	200,000.00	219,398.80
UKRAINE GOVERNMENT REGS	700,000.00	771,330.00
UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	1,583,088.00
UNITED MEXICAN STATES	206,000.00	223,614.03
UNITED MEXICAN STATES	1,200,000.00	1,321,620.00
UNITED MEXICAN STATES	1,200,000.00	1,359,492.00
UNITED MEXICAN STATES	2,400,000.00	2,738,436.00
UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	1,433,646.50
UNITED MEXICAN STATES	2,200,000.00	2,514,875.00
UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	1,360,658.00
UNITED MEXICAN STATES	400,000.00	394,340.00
UNITED MEXICAN STATES	1,600,000.00	1,849,600.00
UNITED MEXICAN STATES	1,810,000.00	2,310,836.05
UNITED MEXICAN STATES	1,100,000.00	1,357,675.00
UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,860,599.00
UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,857,088.50
UNITED MEXICAN STATES	1,500,000.00	1,629,540.00
UNITED MEXICAN STATES	2,400,000.00	2,789,352.00
小計 銘柄数：148	227,327,767.00	225,723,129.45

	組入時価比率：98.4%		(24,802,457,463)
合計			24,802,457,463 (24,802,457,463)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2021年 7月19日現在			
	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	102,253,678	-	102,186,822	66,856
米ドル	102,253,678	-	102,186,822	66,856
合計	102,253,678	-	102,186,822	66,856

### (注) 時価の算定方法

#### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

野村外国債券（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）

2021年8月31日現在

資産総額	14,148,444,069円
負債総額	1,849,686,355円
純資産総額（ - ）	12,298,757,714円
発行済口数	11,908,293,742口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0328円

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

2021年8月31日現在

資産総額	170,987,628,057円
負債総額	85,387,053,539円
純資産総額（ - ）	85,600,574,518円
発行済口数	69,139,244,466口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2381円

（参考）新興国債券マザーファンド

2021年8月31日現在

資産総額	26,883,755,902円
負債総額	71,672,151円
純資産総額（ - ）	26,812,083,751円
発行済口数	12,645,408,627口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1203円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券か

ら記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、上記 の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

2021年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けてあります。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

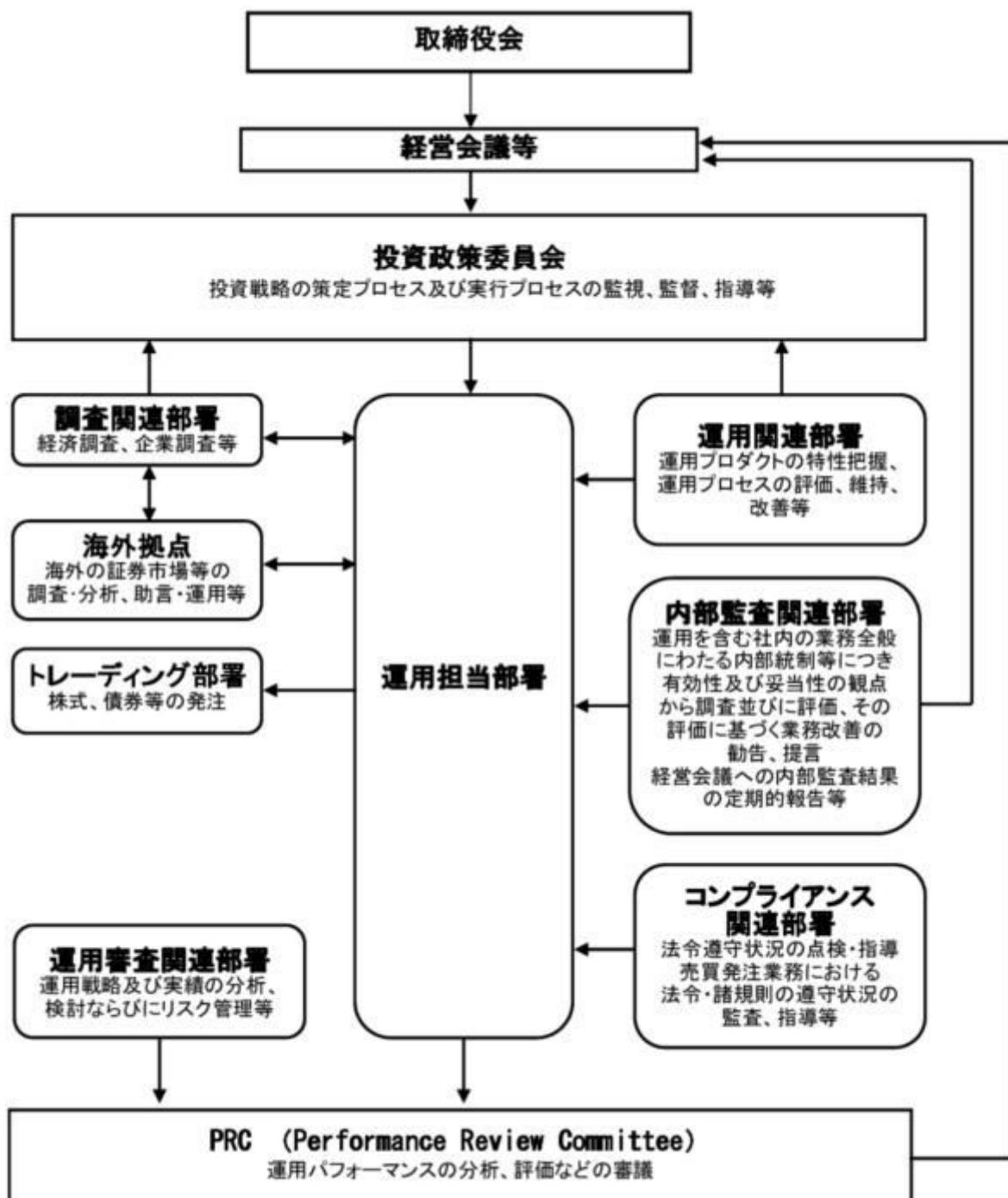
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2021年7月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	994	37,262,236
単位型株式投資信託	195	817,802
追加型公社債投資信託	14	6,310,987
単位型公社債投資信託	503	1,626,966
合計	1,706	46,017,992

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

#### (1) 【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,626		4,281
金銭の信託			41,524		35,912
有価証券			24,399		30,400
前払費用			106		167
未収入金			522		632
未収委託者報酬			23,936		24,499
未収運用受託報酬			4,336		4,347
その他			71		268
貸倒引当金			14		14
流動資産計			97,509		100,496
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	295	645		2,666
器具備品	2	349		1,935	731
無形固定資産					
ソフトウェア		5,893	5,894		5,429
その他		0		5,428	0
投資その他の資産			16,486		16,487

投資有価証券		1,437		1,767		
関係会社株式		10,171		9,942		
従業員長期貸付金		16		-		
長期差入保証金		329		330		
長期前払費用		19		15		
前払年金費用		1,545		1,301		
繰延税金資産		2,738		3,008		
その他		229		122		
貸倒引当金		0		-		
固定資産計			23,026		24,583	
資産合計			120,536		125,080	

区分	注記番号	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
<b>(負債の部)</b>					
流動負債					
預り金			157		123
未払金			15,279		16,948
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		3		8	
未払手数料		6,948		7,256	
関係会社未払金		7,262		8,671	
その他未払金		1,063		1,011	
未払費用	1		10,290		9,171
未払法人税等			1,564		2,113
前受収益			26		22
賞与引当金			3,985		3,795
その他			67		-
流動負債計			31,371		32,175
固定負債					
退職給付引当金			3,311		3,299
時効後支払損引当金			572		580
資産除去債務			-		1,371
固定負債計			3,883		5,250
<b>負債合計</b>			35,254		37,425
<b>(純資産の部)</b>					
株主資本			85,270		87,596
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			54,360		56,686
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		53,675		56,001	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,069		31,395	
評価・換算差額等			10		57
その他有価証券評価差額金			10		57
<b>純資産合計</b>			85,281		87,654

負債・純資産合計		120,536		125,080
----------	--	---------	--	---------

## (2)【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		115,736	106,355
運用受託報酬		17,170	16,583
その他営業収益		340	428
営業収益計		133,247	123,367
営業費用			
支払手数料		39,435	34,739
広告宣伝費		1,006	1,005
公告費		-	0
調査費		26,833	24,506
調査費		5,696	5,532
委託調査費		21,136	18,974
委託計算費		1,342	1,358
営業雑経費		5,823	4,149
通信費		75	73
印刷費		958	976
協会費		92	88
諸経費		4,696	3,011
営業費用計		74,440	65,760
一般管理費			
給料		11,418	10,985
役員報酬		109	147
給料・手当		7,173	7,156
賞与		4,134	3,682
交際費		86	35
旅費交通費		391	64
租税公課		1,029	1,121
不動産賃借料		1,227	1,147
退職給付費用		1,486	1,267
固定資産減価償却費		2,348	2,700
諸経費		10,067	10,739
一般管理費計		28,055	28,063
営業利益		30,751	29,542

区分	注記番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)

営業外収益						
受取配当金	1	4,936		4,540		
受取利息		0		0		
金銭の信託運用益		-		1,698		
その他		309		447		
営業外収益計			5,246		6,687	
営業外費用						
金銭の信託運用損		230		-		
投資事業組合等評価損		146		-		
時効後支払損引当金繰入額		18		13		
為替差損		23		26		
その他		23		32		
営業外費用計			443		72	
経常利益			35,555		36,157	
特別利益						
投資有価証券等売却益		21		71		
株式報酬受入益		59		48		
移転補償金		-		2,077		
特別利益計			81		2,197	
特別損失						
投資有価証券等評価損		119		36		
関係会社株式評価損		1,591		582		
固定資産除却損	2	67		105		
事務所移転費用		-		406		
特別損失計			1,778		1,129	
税引前当期純利益			33,858		37,225	
法人税、住民税及び事業税			9,896		11,239	
法人税等調整額			34		290	
当期純利益			23,996		26,276	

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剩 余 金 合 計	
		資 本	そ の 他	資 本	そ の 他 利 益 剰 余 金				
		資 本	資 本	剰 余 金	利 益	別 途	繰 越		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剩余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996

株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剩余金の配当			25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23	23	23
当期変動額合計	23	23	1,676
当期末残高	10	10	85,281

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剩 余 金 合 計	
		資 本 準 備 金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当期変動額									
剩余金の配当							23,950	23,950	23,950
当期純利益							26,276	26,276	26,276
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,326	2,326	2,326
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

## [重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法  (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法						
2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方 法	時価法						
3 . 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
4 . 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。						

	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p>
5 . 消費税等の会計処理方法	<p>(4) 時効後支払損引当金</p> <p>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p>
6 . 連結納税制度の適用	<p>連結納税制度を適用しております。</p> <p>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p>

#### [会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

#### [未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

**(2) 適用予定日**

2022年3月期の期首より適用予定であります。

**(3) 当該会計基準等の適用による影響**

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

**(1) 概要**

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

**(2) 適用予定日**

2022年3月期の期首より適用予定であります。

**(3) 当該会計基準等の適用による影響**

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

**[注記事項]**

**貸借対照表関係**

前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,256百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 761百万円 器具備品 2,347	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 346百万円 器具備品 643
合計 3,109	合計 990

**損益計算書関係**

前事業年度 (自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日)
--	--

1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円
2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウエア 59 合計 67	2. 固定資産除却損 器具備品 2百万円 ソフトウエア 102 合計 105

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

金融商品関係

前事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されてありますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ

スクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

### 注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

##### その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

#### (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しております関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

#### 注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

当事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を

目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-
(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-

未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

#### 有価証券関係

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

##### 1. 売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

##### 2. 満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

##### 3. 子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

##### 4. その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペー パー	19,999	19,999	
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

##### 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。
2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
<b>退職給付債務の期末残高</b>	<b>23,761</b>

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
<b>年金資産の期末残高</b>	<b>17,413</b>

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

## 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	35
<b>確定給付制度に係る退職給付費用</b>	<b>1,289</b>

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
<b>合計</b>	<b>100%</b>

## 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用收益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	893
退職給付の支払額	781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	626
年金資産の期末残高	19,349

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
退職給付引当金	3,299
前払年金費用	1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

## 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用收益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

## 税効果会計関係

前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>	<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>
繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,235
退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	762
未払事業税	285
投資有価証券評価減	462
減価償却超過額	171
時効後支払損引当金	177
関係会社株式売却損	148
ゴルフ会員権評価減	167
未払社会保険料	97
その他	219
繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	1,532
繰延税金資産合計	3,222
<b>繰延税金負債</b>	
その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	478
繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,738
<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</b>	<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</b>
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.5%
タックスヘイブン税制	1.9%
外国税額控除	0.5%
外国子会社からの受取配当に係る外國源泉税	0.2%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%

## 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### 1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
前事業年度		当事業年度	
	自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	
期首残高	-	-	
有形固定資産の取得に伴う増加	-	1,371	
時の経過による調整額	-	-	
期末残高	-	1,371	

## セグメント情報等

前事業年度(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

### (ア) 親会社及び法人主要株主等

#### (イ) 子会社等

該当はありません。

#### (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入(*2)	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

**(工) 役員及び個人主要株主等**

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。  
 (\*2) コマーシャル・ペ - パーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

**2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記**

**(1) 親会社情報**

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場)

**(2) 重要な関連会社の要約財務諸表**

該当はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

**1. 関連当事者との取引**

**(ア) 親会社及び法人主要株主等**

該当はありません。

**(イ) 子会社等**

該当はありません。

**(ウ) 兄弟会社等**

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペ - パーの償還 (*2)	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

**(工) 役員及び個人主要株主等**

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\* 2) コマーシャル・ペ - パーについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

野村ホールディングス株(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

### 1 株当たり情報

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1 株当たり純資産額 16,557円31銭	1 株当たり純資産額 17,018円01銭
1 株当たり当期純利益 4,658円88銭	1 株当たり当期純利益 5,101円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 23,996百万円 普通株式に係る当期純利益 23,996百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 26,276百万円 普通株式に係る当期純利益 26,276百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子

法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5 【その他】

### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 2021年7月末現在

#### (2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

\* 2021年7月末現在

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

#### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

### 3 【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

#### (1)受託者

該当事項はありません。

#### (2)販売会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年 3月 1日	臨時報告書
2021年 4月 9日	有価証券届出書
2021年 4月 9日	有価証券報告書
2021年 5月26日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津村健二郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永真太郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年9月3日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

伊藤志保

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村外国債券（含む新興国）インデックスAコース（野村投資一任口座向け）の2021年1月19日から2021年7月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村外国債券（含む新興国）インデックスAコース（野村投資一任口座向け）の2021年7月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は  
当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。